

令和2年11月

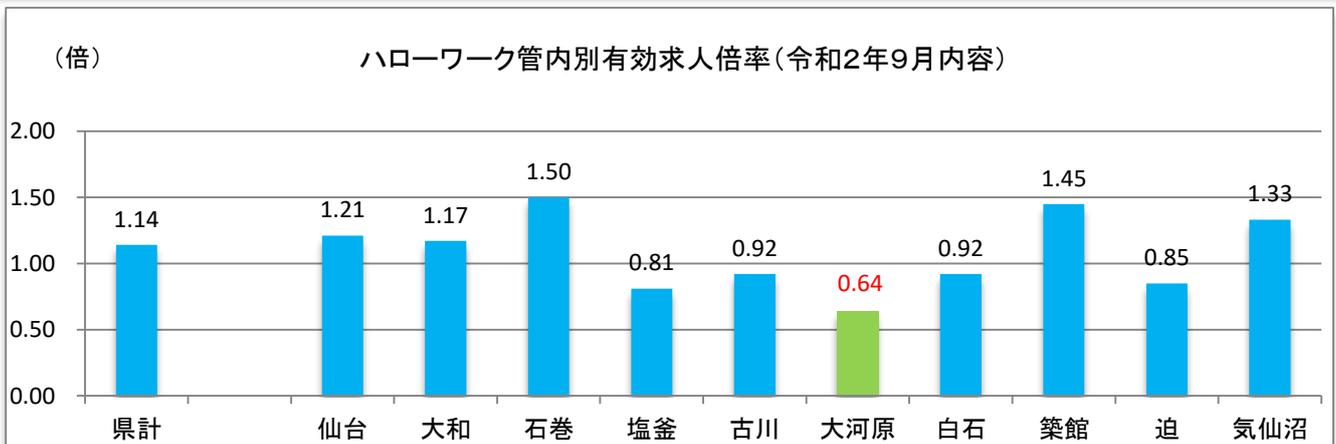
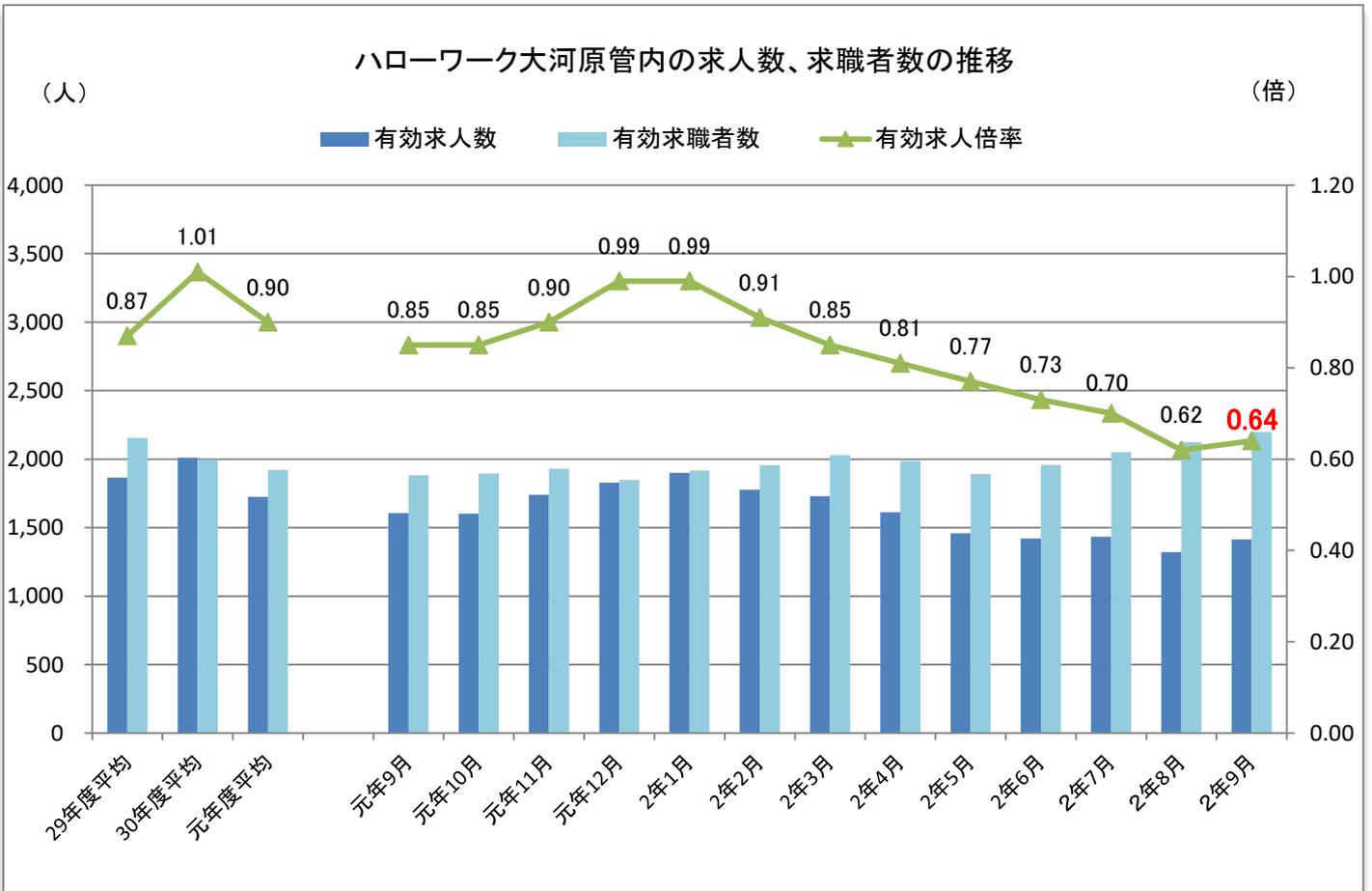
管内の雇用状況(令和2年9月内容)

有効求人倍率0.64倍

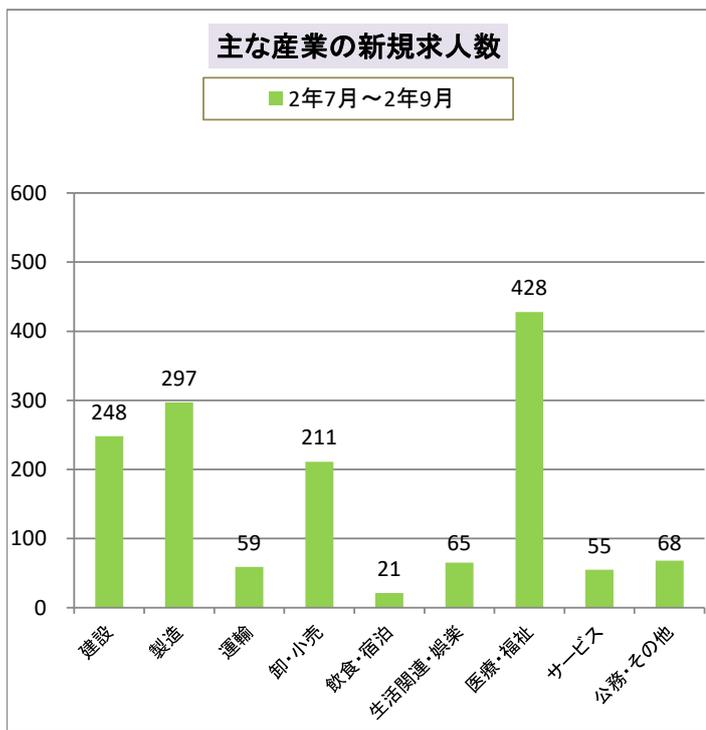
ハローワーク大河原
 〒989-1201
 柴田郡大河原町大谷字町向126-4
 オーガ1F
 電話 0224-53-1042

ハローワーク大河原管内は、有効求人倍率が県内ハローワークの中でも低く、求人の少ない地域となっております。事業所の皆様には様々な機会に求人の申込みをお願いしているところですが、当ハローワークには安定した職業を目指す求職者が登録されており、特に、多くの方が正社員求人を希望されています。従業員の採用を検討されている事業所様にとっては、良い人材を確保する大きなチャンスとなっております。是非この機会に当ハローワークをご利用ください。

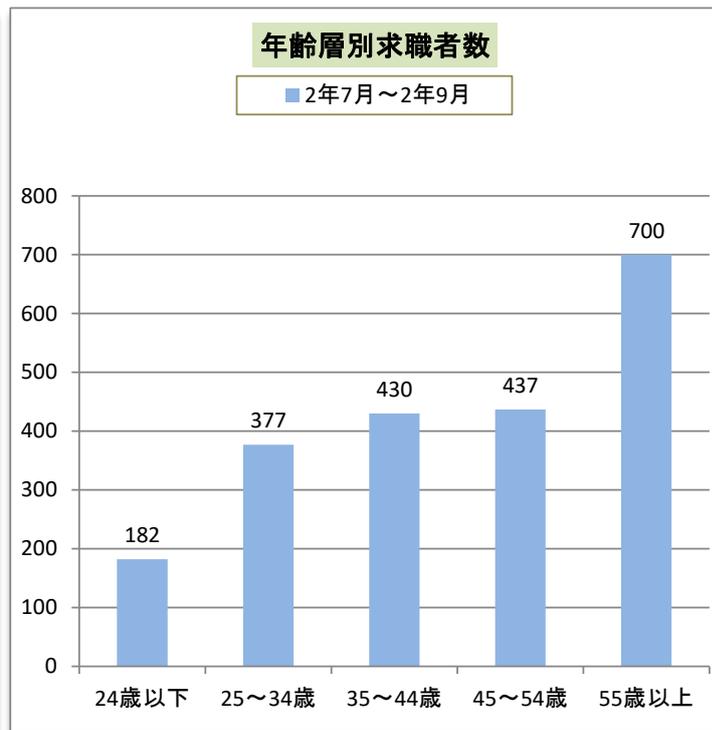
<メモ>有効求人倍率は、仕事を探す一人一人に対して何人分の求人があるかを示しています。1倍を超えると求人の数が多く、下回ると仕事を探す人の数が多いことを示しています。



※有効求人倍率は原数値であり、季節調整値ではありません。



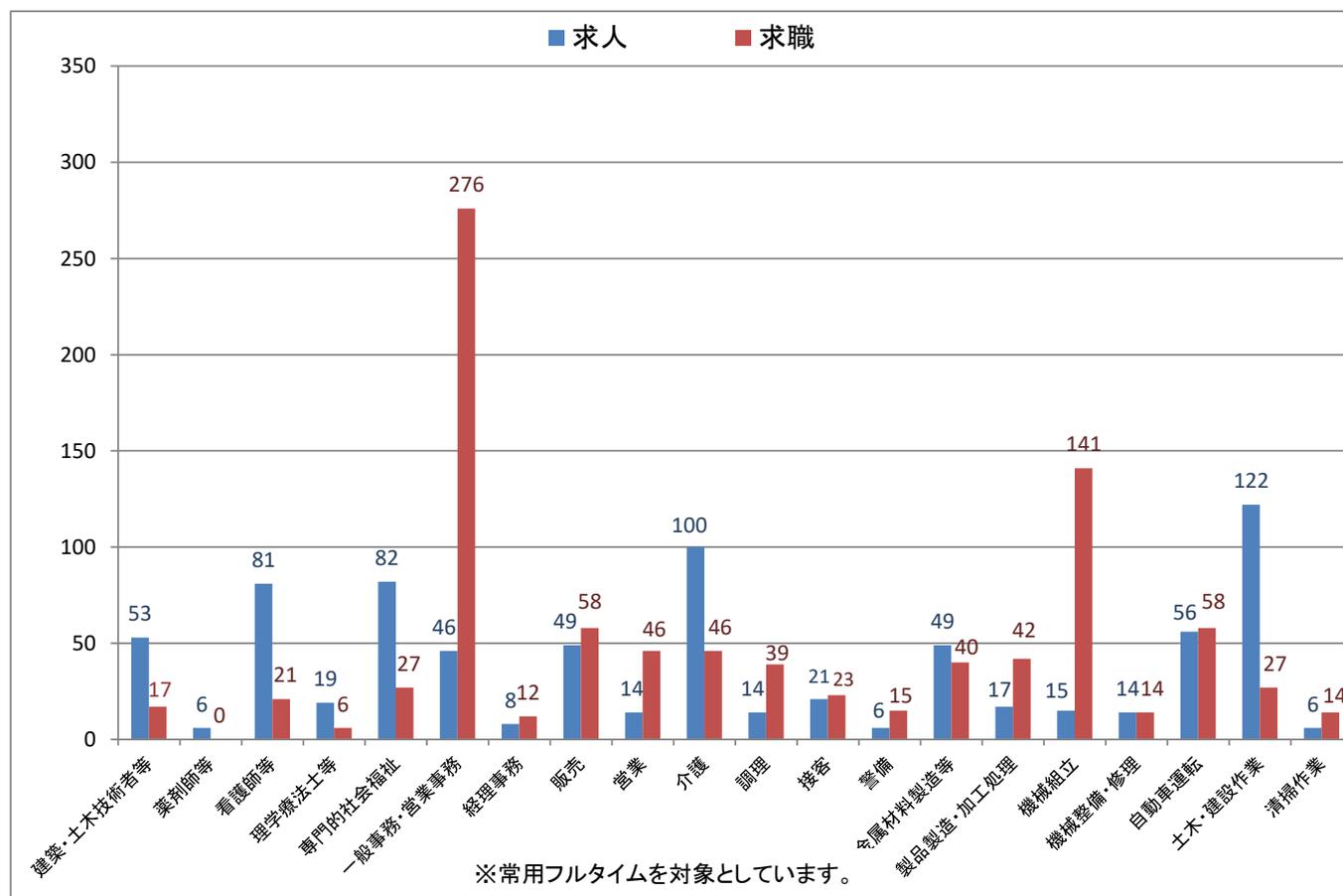
※3か月間に申し込まれた新規求人数の合計です。



※3か月間の月間有効求職者数の月平均数です。

主な職種の求人・求職バランス表

【2年9月内容】



職業別新規求人賃金情報

【2年7月～2年9月内容】

(単位:万円)

	求人件数計	12.5～15未	15～17.5未	17.5～20未	20～22.5未	22.5～25未	25～27.5未	27.5～
建築・土木技術者等	31	0	3	6	9	12	15	24
薬剤師等	4	0	0	0	1	1	1	4
看護師等	50	0	10	24	41	37	31	15
専門的・社会福祉の職業	47	2	15	34	30	21	9	3
一般事務員・営業事務員	50	14	33	24	20	14	9	3
経理事務員	11	2	6	6	6	3	3	1
販売員	30	2	20	20	25	9	9	4
営業員	10	0	5	6	9	5	3	1
介護の職業	55	13	39	37	19	9	1	0
調理の職業	12	3	9	6	5	1	1	1
接客の職業	8	5	5	8	5	1	0	0
警備員	1	1	0	0	0	0	0	0
金属材料製造の職業	30	3	21	27	24	13	12	4
製品製造・加工の職業	12	6	9	10	9	3	2	0
機械組立の職業	3	2	0	1	0	0	0	0
機械整備・修理の職業	10	1	8	7	7	5	3	2
自動車運転の職業	37	4	4	10	11	19	19	17
土木・建設の職業	55	2	6	33	40	38	34	20
電気工事の職業	11	0	3	8	8	9	7	5
清掃の職業	6	1	3	3	3	2	2	2

※この賃金情報は、ハローワークで受理したフルタイム求人を賃金月額(時間給、日給の場合は月額換算)別に区分したものです。賃金額に幅(上限額と下限額)があり複数の区分にまたがる場合は、すべての区分欄に「1」が入ります。そのため、各区分欄の合計(横計)は求人件数計とは一致しません。この資料は四半期ごとに更新しています。

中途採用者採用時賃金情

【2年7月～2年9月内容】

(月額、単位:千円)

	～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳
職業計	197	225	226	256	227
専門・技術	195	208	260	319	240
事務	160	183	216	234	233
販売	184	250	194	*	*
サービス	150	188	214	188	198
警備	*	*	*	*	*
農林漁業	*	255	167	*	181
運輸	237	247	214	226	194
生産工程・労務	209	231	218	239	214

※この賃金情報は、雇用保険の被保険者資格を取得した方(新卒者を除く。)の採用時の平均賃金です。

「*」は対象者が3人未満のため掲載していません。

この資料は四半期ごとに更新しています。

ハローワークからのお知らせ

(事業主の方へ)

新型コロナウイルス感染症に係る 雇用調整助成金の特例措置を延長します

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、**労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当相当額等を助成する**ものです。

～雇用調整助成金を活用して従業員の雇用維持に努めて下さい～

延長について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**令和2年9月30日までを目途に**雇用調整助成金の特例措置を講じてきたところですが、現在の雇用情勢を鑑み、緊急対応期間を

令和2年12月31日

まで延長いたします。

注意点など

- ご利用可能な特例措置の内容は、高助成率や、要件緩和など**すべて引き続き延長**となります。
- 特例期間（令和2年1月24日～）、緊急対応期間（令和2年4月1日～）いずれも同日まで延長となります。
- 支給対象期間の末日の翌日から2ヶ月以内**に申請する必要がありますので、ご留意いただくとともに、早めの申請をお願いいたします。
- 令和3年1月以降の対応については、雇用情勢等を総合的に考慮し改めて判断することとしています。

お問合せ先

ご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター
0120-60-3999 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

厚生労働省HP



LL020930企01

掲載についてのお知らせ

1か月ごとに管内の雇用状況をお知らせします。月初めに宮城労働局ホームページの「ハローワークからのお知らせ」に掲載しますのでご活用ください。